

土浦第六中学校部活動等に係る活動方針

令和 6 年 度
土浦市立土浦第六中学校

1 部活動等の基本的な考え

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進、豊かな心や創造性の涵養において極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標・経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動等の休養日の設定

- 学期中は週当たり 2 日以上（平日は少なくとも 1 日、土曜日及び日曜日はいずれか 1 日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で 2 日間とも活動した場合は、休養日を他の土曜日または日曜日に振り替える。
- 長期休業中における休養日の設定は、長期休業中の部活動規則に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるようにするとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、以下のように部活動休養期間を設ける。

【部活動休養期間】

- ・ 夏季休業中及び冬期休業中の閉庁日
- ・ 学校閉庁日及び定期試験等の実施前の 3 日間

3 部活動等の活動時間

- 1 日当たりの活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない）は、平日は 2 時間程度、休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、1 週間当たりの活動時間は 11 時間を上限とする。ただし、練習試合や大会等の当日は除く。

4 部活動等の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。ただし、以下の場合に限り、保護者からの同意及び校長の了承を得てから行うことができる。
 - ・ 学校の部活動として通常設置していない駅伝大会や陸上競技大会への参加など、特設の活動を実施する場合。

5 学校単位で参加する大会等

- 各部活動が参加する大会数の上限の目安を 1 2 大会程度（総合体育大会・新人体育大会は除く）とする。